

議案第81号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案書17P~19P

1. 条例改正の概要

第5次総合計画や市長が掲げる重点施策を効率的・効果的に進めていくため、次のとおり機構改革を行う。

なお、本条例は、部に関わる事務分掌を規定するものであるため、課に関わる部分については、別途規則改正を行う。（施行期日：令和7年4月1日）

① 幅広い市民活動・生涯学習に対する支援体制構築

- 地域振興分野と生涯学習分野の連携強化による地域活性化・生涯学習振興のため、生涯学習分野を市長部局に移管するとともに生涯学習推進部を廃止し、新たに「地域振興部」を設置するもの。

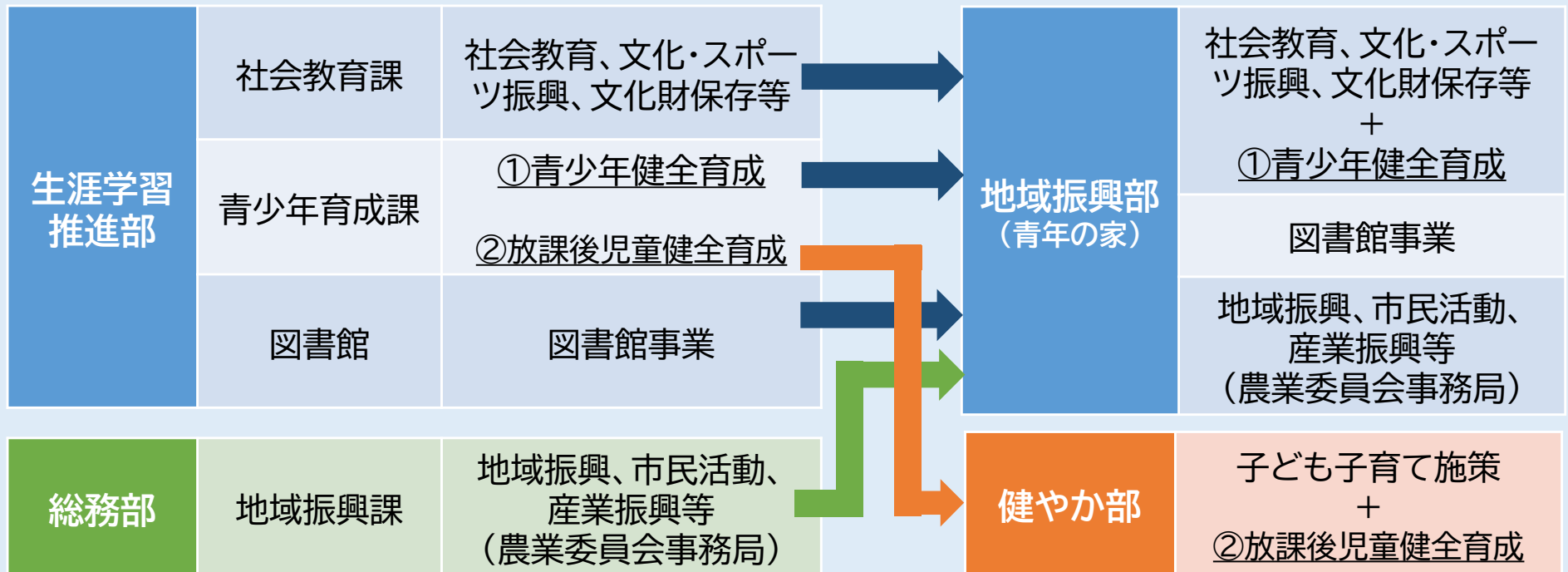
② 上下水道局設置に向けた準備体制構築

- 管理部門の一元化や技術ノウハウの集約・継承を図るため、上下水道局の設置に向けた準備に着手する。
- 令和7年度は下水道課を都市まちづくり部から区分し、臨時機構「上下水道統合準備室」を設置するもの。

① 幅広い市民活動・生涯学習に対する支援体制構築

- 生涯学習分野は、幅広い世代の市民を対象に施策事業を展開していることと併せて、多くの社会教育施設を所管している。
- 地域振興分野と生涯学習分野の連携強化により、双方において施策事業の効果を高め、更なる地域活性化と生涯学習の振興を図るとともに、老朽化が進む社会教育施設の対策を効率的・効果的に進めることを目的として、新たに地域振興部を設置するもの。

【イメージ】



※ 青少年健全育成業務：「青少年活動」「青少年指導員会」「二十歳のつどい」等

※ 放課後児童健全育成業務：「放課後児童会」「フリースペース」「第一児童センター」

②上下水道局設置に向けた準備体制構築

- 下水道事業については、公営企業の経営基盤強化のため、国から地方公営企業法の「全部適用」を求められているが、本市では現在のところ、財務・会計に関する規定のみ適用している状況。今後も安定的な事業推進が図れるよう、全部適用に向けて取り組むとともに、水道事業との統合により体制を強化する。
- 全部適用への移行には、一定の作業期間が必要となることから、令和7年度より準備作業を進め、整い次第、上下水道局の設置を行う。

【上下水道局設置により期待する効果】

管理部門の連携強化による業務の効率化、ノウハウ集約による技術継承、災害時等の即応体制強化

【イメージ】



※ 下水道部門の執務室について、将来的な水道局移転に向けて調整中

2. 【参考】 条例改正を伴わない規則改正等の案

課レベルの名称・事務分掌の改正については規則事項となるが、下記のとおり令和7年度の検討案を示す。

1. 子ども子育て施策の推進体制強化	<ul style="list-style-type: none">● こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども子育て施策を一体的に進めるため、放課後児童健全育成業務を「健やか部」に移管するもの。
2. 組織機構の統合（職員が連携・協力しやすい体制づくり）	<ul style="list-style-type: none">● 組織機構を可能な範囲で統合し、関連する業務や専門人材を集約するとともに、職員が連携・協力しやすい体制を構築するため、総務部人権と暮らしの相談課を同部総務課に統合するもの。（法的対応に係る業務集約）
3. 都市まちづくり部の執務室集約と課の再編	<ul style="list-style-type: none">● 都市まちづくり部執務室の別館2階への集約を推進中。● 集約と併せて、道路河川課と緑地公園課の業務について、「施設整備」と「維持管理」の機能に区分し、課を再編するもの。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	議案の 件名	議案第81号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、交野市事務分掌条例の一部を改正する。 ●総務部の地域振興課業務と生涯学習推進部業務（放課後児童健全育成業務を除く）を統合し、新たに地域振興部を設置する。 ●上下水道局設置に向けた準備組織設置のため、下水道に関する事務分掌を都市まちづくり部から区分し、臨時機構「上下水道統合準備室」を設置する。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
第5次総合計画や市長が掲げる重点施策を効率的・効果的に進めていくため、次のとおり機構改革を行うもの。 ■幅広い市民活動・生涯学習に対する支援体制構築 地域振興分野と生涯学習分野の連携強化による地域活性化・生涯学習の振興を図り、老朽化が進む社会教育施設の対策を効率的・効果的に進めるため。 ■上下水道局設置に向けた準備体制の構築 管理部門の一元化や技術ノウハウの集約・継承を目的とした、上下水道局の設置に向けた準備に着手するため。		重要施策に応じて組織、機構を変更することで、業務をより効果的・効率的に進めていくことができる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
		まちづくりの目標	目 標	—			
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
		施策	施 策	行政資源の最適な活用			
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
		策定年度					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		企画財政部	秘書政策課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）			

交野市事務分掌条例（平成9年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地域振興部</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び<u>安心して暮らせる</u> <u>地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 労働に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び<u>安心して暮らせ、活力あふれる</u> <u>地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 市民協働に関すること。</u></p> <p><u>(7) 交流に関すること。</u></p> <p><u>(8) まちの活性化に関すること。</u></p> <p><u>(9) 産業、労働に関すること。</u></p>

新	旧
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 地域振興部は、暮らしの充実及び活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 市民協働に関すること。</u></p> <p><u>(2) 交流に関すること。</u></p> <p><u>(3) まちの活性化に関すること。</u></p> <p><u>(4) 産業に関すること。</u></p> <p><u>(5) 農政に関すること。</u></p> <p><u>(6) 観光に関すること。</u></p> <p><u>(7) スポーツに関すること。</u></p> <p><u>(8) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>(9) 文化財の保護に関すること。</u></p> <p><u>(10) 図書館に関すること。</u></p> <p><u>(11) その他地域振興、生涯学習に関すること。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>(10) 農政に関すること。</u></p> <p><u>(11) 観光に関すること。</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>

新	旧
<p><u>8</u> 都市まちづくり部は、よりよい住環境の形成や魅力ある都市機能の形成など、秩序ある都市基盤の整備を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (1 1) (略)</p> <p><u>(1 2)</u> (略)</p>	<p><u>7</u> 都市まちづくり部は、よりよい住環境の形成や魅力ある都市機能の形成など、秩序ある都市基盤の整備を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (1 1) (略)</p> <p><u>(1 2)</u> <u>下水道に関すること。</u></p> <p><u>(1 3)</u> (略)</p>